

商 標	判決年月日	令和7年4月24日	担 当 部	知財高裁第2部
	事 件 番 号	令和6年(行ケ)第10095号		
○ 「日本食育防災士」の標準文字からなる本件商標につき、無効審判請求を不成立とした審決について、商標法4条1項11号、10号にそれぞれ該当しないとした判断に誤りはないが、本件商標は「防災士」の商標を使用する原告の業務に係る役務と広義の混同を生ずるおそれがあり、同項15号に該当するとして、審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項10号、11号、15号

(関連する権利番号) 商標登録第6521920号、第4833713号

(審決) 無効2023-890093号

判 決 要 旨

- 原告は、「防災士」の文字からなる引用商標(商標登録第4833713号)の商標権者であり、引用商標及びその他「防災士」の文字からなる商標(本件各使用商標)を使用して、防災に関する民間資格「防災士」の資格の認証、防災士の資質向上を図る事業や防災に関する啓蒙活動等を行っている。

被告は、「日本食育防災士」の標準文字からなり、指定役務を「第41類 技芸・スポーツ又は知識の教授、教育上の試験の実施」等とする本件商標(商標登録第6521920号)の商標権者である。

原告が、本件商標につき、商標登録無効審判を請求したところ、特許庁は、本件商標は商標法4条1項6号、7号、10号、11号、15号、19号のいずれにも該当しないとする不成立審決(本件審決)をした。

原告は、本件訴訟を提起し、審決の取消事由として、上記各号の該当性判断の誤りを主張した。

- 本判決は、概要、以下の理由により、本件審決を取り消した。

- (1) 商標法4条1項11号該当性について(非該当)

本件商標と引用商標は、外観、称呼を異にする。

本件商標からは「我が国における食育と防災に関する何らかの資格、その資格を有する者」という観念を、引用商標からは「防災に関する何らかの資格、その資格を有する者」という観念を生じ、観念においても異なる。

原告は、「防災士」は原告が認証する民間資格、その有資格者及び原告による「防災士」の育成・普及事業等を指し示す語として周知著名な語であるから、本件商標の「防災士」の文字部分を分離して観察することが許される旨主張する。

しかし、「防災士」の語は、「防災又は防災に関する資格について関心を有する者」以外の需要者を含めて高い周知性を有しているとまではいえないし、本件商標の構成、語の組合せは独自の識別機能を有するというべきであるから、分離観察は相当ではない。

そうすると、本件商標と引用商標は、外観、称呼及び観念を異にし、その一部において共通するといえるとしても、本件商標を一連一体の商標とみるべきことからすると、その差は大きく、判別は容易であるから、本件商標と引用商標が与える印象、記憶、連想等を総合し、本件商標と引用商標との類似性を全体的に考察した場合、本件商標は、商標法4条1項11号に該当する商標ではない。

(2) 商標法4条1項10号について（非該当）

原告の業務に係る役務を表示する「防災士」の文字からなる商標は、実質的に引用商標と同一であるから、前記(1)と同じ理由により、本件商標とは類似しない。

(3) 商標法4条1項15号について（該当）

本件商標と本件各使用商標との類似性の程度についてみると、外観、称呼及び観念の一部において共通し、本件商標の指定役務の需要者のうち「防災又は防災に関する資格について関心を有する者」において本件各使用商標「防災士」は周知であることからすると、需要者からみれば、「防災士」と何らかの関連性を有する資格という連想を生じさせ得る。

本件各使用商標の周知性は前記のとおりであり、独創性の程度は高いとはいえない。

本件商標の指定役務と原告の業務に係る役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度は、高いというべきであり、需要者の共通性も認められる。

以上の事情を総合すると、本件商標をその指定役務に使用するときは、その需要者の普通に払われる注意力を基準としても、その役務が原告の「防災士」と何らかの関係を有する防災関係の資格であって、原告又は原告が認めた関係機関が運営・管理するものの業務に係る役務であるとの混同（広義の混同）を生ずるおそれがあるといえることができる。

(4) 結論

よって、その余の点を判断するまでもなく、本件審決は取り消されるべきものである。

以 上